

資料 No. 2-2

長岡市高齢者保健福祉推進会議地域包括支援センター運営部会設置要領

(設置)

第1 本市は、長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要領第7の規定により、本市における介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正かつ中立な運営に必要な事項を検討するため、長岡市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）に地域包括支援センター運営部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務等)

第2 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) センターの設置に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、部会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、推進会議の委員のうちから推進会議の委員長が指名する部会員8人以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、推進会議の委員長が指名する部会員をもって充てる。

2 部会長は、部会の会務を統括し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行ふ。

(会議)

第5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその進行を行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、推進会議の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。